

地域のひろば

第十三号

平成18年7月
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

労働者派遣事業の課題について



社団法人日本人材派遣協会
会長 日比野 三吉彦 氏

中部地域協議会会員の皆様には、平素より、当協会の運営に関しまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

篠原欣子前会長の後をお引き受けし、今年度より日本人材派遣協会の会長を仰せつかりましたピープルスタッフ株式会社の日比野三吉彦でございます。私自身、本社を名古屋に構えることから、中部地域協議会設立当時から同協議会の活動に関わり、同協議会には深い思い入れがございます。今後とも、皆様のご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

さて、平成17年度の人材派遣業売上高は、3兆円を超えることが予測され、派遣労働者も毎月100万人を超える規模となっております。今後も、好景気に支えられながら、製造系派遣の実質3年への延長や、医療関係業務や士業の一部派遣解禁、中途採用増による紹介予定派遣利用の増加、中高年層の派遣就労の増加など、人材派遣業界発展の要因は枚挙にいとまがありません。

そうした状況の中、今年7月1日をもって労働者派遣法は施行20年を経て、12月1日には、当協会も20周年を

迎えますことは、皆様もご存知のことかと存じます。当協会の会員数は654社（6月7日現在）、派遣業界全体の売

上げの70%強を占めるに至りました。社会的な認知度・責任も、派遣利用の社会的浸透に伴い、20年前とは比べものにならないほど高く、重いものとなっております。

この節目の年にあたって、当協会は、「労働者派遣法抜本改革研究プロジェクト」にて社会的な公平さ・公正さと経済効率性の2つの視点から現行制度の問題を洗い出し、改革の議論を深めてきました。他の委員会においてもそれぞれの課題に取組んできました。中でも、特に以下の三点について力を入れていきたいと考えております。

一つ目は、社会保険料負担増への対応であります。この問題は、派遣元企業の経営への圧迫が懸念されますが、当協会が実施した年金制度検討委員会の調査では、加入に関して必ずしも満足できる結果とはいえませんでした。まずはすべての派遣元企業が100%加入し、公正な競争をすることが大切ではないでしょうか。法的な義務を公正に負担し、社会に対して法令遵守の姿勢を示すことが派遣先の信頼・理解を得、派遣スタッフの福祉向上や派遣料金の引き上げにもつながると思います。そのために、社会保険の適用を統一ルールにておこなわれるよう、ガイドラインの作成や研修を通じた徹底を図ってまいります。一方では、登録型派遣の特徴である「短期・断続・移動」を想定していない現行制度は、実態に必ずしも合っているとは言えません。現行制度の下、運用の改善を働きかけると同時に、社会保障制度全体の見直しの流れの中で、派遣の実態に合った制度への改定を要望し

て行くことも進めてまいります。

二つ目は、労働者派遣法の抜本改正を求めています。当協会は、派遣事業の諸規制は、原則自由化されるべきだと考えております。派遣事業の主要機能は、派遣先と派遣スタッフのニーズのマッチングによる雇用創造・就業機会の拡大であり、その妨げとなる「派遣期間の制限」などの規制は廃止されるべきだと思います。派遣スタッフの働き方の選択肢を広げるとともに、現在の事業規制を目的とした法律から、派遣スタッフの就業環境の整備を目的とする法律への見直しが必要不可欠であります。

三つ目は、前述二つの要望を実現していくために、コンプライアンスの徹底、高い倫理観と自浄能力の発揮であります。そのためには、複雑になりすぎた派遣法を、誰にでも分かり、遵守できる法律に変えていくことも必要です。

要望は一過性になることなく粘り強く継続して言い続けないと、何も変わってまいりません。協会として、綿密な現状分析のもとにしっかりとした中長期的な計画を立て、執行部が変わっても主張し続けられるような体制の整備を進めてまいります。同時に、産業界、労働者全般にも働きかけて、理解を得るといった広報活動を強化してまいります。

今後共、会員の皆様の一層のご理解とご協力を賜り、業界発展のために精一杯頑張らせていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

労働者派遣事業の現状と動向



愛知労働局職業安定部
需給調整事業課 課長補佐
米本 誠氏

(社)日本人材派遣協会中部地域協議会におかれましては、日頃より私ども労働行政の運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働者派遣法は昭和61年7月に施行されて以来、その後度々の法改正を経て今年で20年目を迎えております。

この間、労働者派遣事業は労働力需給調整システムの中で大きく拡大し定着してきたところでありますが、本局管内の事業所数の増加状況「別表」を見ますと、平成16年3月の「改正労働者派遣法」の施行により、平成16年度が対前年度比で52.1%増、事業所数として867事業所の増加、平成17年度が同じく対前年度比で34.9%増、事業所数として883事業所の増加と増加傾向は続いており、平成17年度末における事業所数は、法改正後僅か2年間で平成15年度末の事業所数の2倍まで増加しております。

そのような中で、特に、製造業が盛んな本局管内においては、一般の法改正において、「物の製造業務への派遣」が可能とされたことから愛知県内の派遣事業所分布にも変化が生じており、特に製造業が活発な西三河地域の派遣事業所の全体に占める割合が、法改正前の13%程度から21%程度へと上昇しております。

また、製造業務への労働者派遣を行う旨の届出事業所数は、法改正直後の平成15年度末で事業所数全体の3.5%であったものが、平成16年度末で19.9%、平成17年度末で25.8%と上昇し、今後においても、平成19年3月より同業

労働者派遣事業所の推移

別表

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	事業所件数	事業所件数	事業所件数	事業所件数 (製造)	事業所件数 (製造)	事業所件数 (製造)
一般	349	434	538	690 (19)	1,058 (282)	1,364 (462)
特定	539	604	686	974 (39)	1,473 (222)	2,050 (419)
計	888	1,038	1,224	1,664 (58)	2,531 (504)	3,414 (881)

※事業所件数はいずれも年度末の件数

務の派遣受入期間の制限が1年より3年に延長されることにより拡大傾向が続くものと見られております。

こうした中で、本局が行う指導監督を通じて把握した状況としては、「労働者派遣契約書の不備」、「就業条件等の明示」、「適正な就業の確保等」、「派遣元

管理台帳の不備」、「派遣停止の通知」、「派遣先への通知」等で不適正が多く見られるところとなっており、また、派遣労働者からの苦情相談等も大幅に増加しており、「就業条件の明示」、「労働者派遣契約の中途解除による解雇」、「事前面接等の派遣労働者を特定する行為」、「偽装請負」等に関する苦情相談が多く、本局といたしましても定期指導や臨検指導等の強化に努めるとともに、局内の労働基準監督行政との連携や他の労働局との連携の下、違法事案の一掃に努めているところであります。

労働者派遣事業は、多くは民間のビジネスとして運営されるわけですが、働く場を求める労働者と働く人を求める事業主の間の労働力の需給調整について、国の機関

とは別の立場で適正かつ円滑に進める社会的な役割を求められているものです。この分野で規制緩和が進められてきたのも、労働者派遣事業が日本の労働力需給調整にとって重要な役割を期待されたからこそのことです。

言うまでもなく、労働者派遣事業は一般の商品ではなく労働力を取り扱うという点に大きな特徴があり、労働者の権利や雇用の安定に関する様々な配慮が義務付けられており、そのことが関係法令によって定められているところであり、適正な派遣就業を確保するためには、派遣元事業主、派遣先企業が法令遵守に自ら徹していただくことが最も重要な要素となります。とりわけ、労働者派遣の当事者である派遣元事業主の果たす役割は重要であり、派遣先を含めた事業運営が常に適正になりますようご尽力をお願いするものであります。

今後とも、中部地域協議会のリーダーシップに大いに期待し、地域全体の労働者派遣事業の社会的役割と制度の趣旨に沿った適正で活発な運営がなされる中で、一層発展されることをご祈念申し上げる次第であります。

新任の挨拶と現況



中部ブロック相談センター
アドバイザー
坂西 英機氏

中部地域協議会の会員企業の皆様には、平素から当協会の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私こと本年4月より、中部相談センターにおきまして「労働者派遣事業アドバイザー」を委嘱されました。平成8年に厚生労働省（旧労働省）の委託事業として中部（名古屋）に設置されてから10年間アドバイザーを勤められました、鈴木アドバイザーの後任ですので、責任の重さを痛切に感じているところです。

派遣事業との係わりにつきましては、昭和61年7月に労働者派遣法が施行されて、5月より職業安定所の窓口におきまして、許可・届出の申請書類の受付が開始されました際に、窓口の担当者として現在ほど整備されてなかった取扱要領の行間を読みながら悪戦苦闘し業務処理をいたしました経験が思い出されます。

本年は派遣法の施行から20年経過をしております、この間国際的環境や国内的環境の背景により平成11年、平成15年には大改正をしまして許可事業所数・派遣労働者数とも驚異的な増加をいたしております。こうした時期に「アドバイザー」を委嘱されたのも何かの縁と思ひまして、一生懸命に知識の集積に努め当センターへの様々な相談・質問に適切に対応できますように頑張る所存でありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、中部相談センターは週に5日（月～金）の9時30分より16時30分までいろいろな相談に対応しております、相談件数も毎年増加いたしております。平成15年度は合計で889件で派遣スタッフからが29.7%、派遣元事業所が35.5%、派遣先事業所が4.7%、その他30%でしたが16年度は1042件で派遣元事業所からの相談が45%と大幅に増加いたしました。これは16年3月から施行されました改正法による業務内容確認のための相談が多かったもので、派遣先事業所からの相談も同様の増加を示しております。17年度は1185件で派遣スタッフは28%でしたがその内容は特に契約関係と労働・社会保険、有給休暇等で大

幅に増加いたしておりますして法改正による労働者保護の強化に伴う案件の相談が多くなる傾向が見受けられます。また、派遣元事業所からの相談も48%を占めており、相談の内容も派遣スタッフと同様でして、派遣事業の拡大により事業所・労働者からの相談は今後とも多様化・複雑化すると予想いたしております。

また先般平成18年度定時総会が5月に本部にて開催されました、基本的活動方針が承認され、新役員体制により21年目のスタートをいたしました。

具体的事業計画では、派遣事業の適切な実施に必要な活動、派遣事業を取り巻く諸問題解決への活動にあわせて、相談センターも5ヶ所に集約されて、より一層充実したアドバイザー事業を実施することとされたところでございます。引き続き地域の皆様当センターを活用していただきまして、様々な諸問題に関する相談に対応し、派遣事業の円滑な運用に寄与するとともに、問題点やご意見等の本部への要望、関係諸機関とのパイプ役等としての役割等も果たして参る所存でありますので、引き続きご指導ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日頃思うこと



中部地域協議会
会長 森 裕氏

中部地域協議会の会長に選任され、3年余り経ちまし

た。会員企業様は28社増え121社となりました。

この間、日本の景気回復は戦後2番目の長さとなり、とくに東海地方の人手不足はバブル期以来のひどさになってきています。

時代の流れは、非正社員の割合がまだまだ増える方向のようですが、就業人口減少も控え、正社員募集も多くなっています。

その結果、募集広告の効率の悪化、スタッフの賃金の上昇も見られ、派遣元企業としても、派遣料金の値上げやスタッフの募集や囲い込みの工夫に努力しておられるのではないかと思います。

一方、法律面では派遣法などの改正、個人情報保護法や高齢者雇用安定法の施行などいろいろな変わってきています。派遣と請負の行政チェック・指導も行われています。規制緩和は進んでいますが、まだまだ問題も多く法律改正を望む声が多いのも事実です。人材派遣業に追い風が吹いていると言うものの、楽観できるような環境ではありません。

このような時ほど、人材派遣業は世の中で役に立つ業界、安心して就職相談できる業界だとわかってもらうことが、業界発展のためにも必要だと思います。

そのためには、会員企業様が率先して法律や社会のルールを守り、秩序ある行動をとらねばなりません。地方の労働行政からの声が本省に届くことも適正な規制緩和には必要でしょう。

地域協議会では、このような考え方を浸透のほか身近なこととして、営業・コーディネータや経営・管理者の研修の機会や会員相互の交流の場を提供するのも役割と考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年度 中部地域協議会役員組織

会長 森 裕 (株)サンスタッフ
代表取締役

副会長 (総務部会担当) 芝野 喜一 (株)パソナ
取締役常務執行役員

副会長 (事業部会担当) 大西 一之 (株)NTT西日本 東海
ITビジネス部ヒューマンリソース事業部長

副会長 (会計担当) 日比野 三吉彦 ピープルスタッフ(株)
取締役社長

幹事 (総務部会) 近藤 比呂史 (株)ビートトップスタッフ
取締役営業本部長

請井 啓子 (株)日本医療事務センター
名古屋支社長 代理

平野 成之 栄支社 支社長
旭化成アミダス(株)
名古屋支店 支店長

幹事 (事業部会) 小林 あゆみ (株)クロップス・クルー
代表取締役社長

小川 幸久 (株)トヨタエンタプライズ
ヒューマンサポート・カンパニー 名古屋支店支店長

田口 元 (株)メイッツ東海
代表取締役社長

吉田 浩一 (株)リクルートスタッフィング
東海スタッフセンター 部長

片山 宏之 テンプスタッフ(株)
東海営業部 部長

遠山 哲也 (株)ビーハーフ
代表取締役

古田 弘 (株)ジョブコム
代表取締役

平成17年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

(1) 第32回 (平成17年7月8日)

参加173名
メルパルクNAGUYA 郵便貯金会館

内容

『エニアグラム』

講師 株式会社クオレ・コーポレーション社長
伊谷 江美子 氏

終了後懇親会開催 参加112名

(2) 第33回 (平成17年11月10日)

参加126名
メルパルクNAGUYA 郵便貯金会館

内容

『2015年人材マーケット予測』

『人口減少社会に向けた企業の人材戦略』
講師 株式会社リクルート ワークス研究所
編集 長 工代 将章 氏
主任研究員 豊田 義博 氏

終了後懇親会開催 参加108名

平成18年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

(1) 第34回 (平成18年7月14日)

参加173名
メルパルクNAGUYA 郵便貯金会館

内容

『ストレスマネジメントするための右脳と左脳の使い方をスポーツ心理学に学ぶ』

講師 エミネクロスグループ代表スポーツドクター
辻 秀一 氏

終了後懇親会

(2) 第35回 (平成18年11月21日)

メルパルクNAGUYA 郵便貯金会館

内容 未定

講師 未定

終了後懇親会

「地域のひろば」第13号の発行

平成18年7月26日配付予定

協議会PR広告の掲載

平成18年10月頃

座談会記事掲載と同時に会員会社の社名掲載

会員企業募集中

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企業を募集中です。入会その他については、左記までお問合せ下さい。

連絡先

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会
総務部会 中尾 慎太郎
住所 名古屋市中村区名駅一―一四
JRセントラルタワーズ34階
株式会社パソナ

(本文中敬称は略させていただきます)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 古田 弘

平成十八年七月発行

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅三―二五―九
堀内ビルディング2F

TEL 〇五二(五八六) 九六三二